

平成 28 年度

包括外部監査結果報告書
概要版

市立ひらかた病院の財務に関する事務の執行
及び経営に係る事業の管理について

平成 28 年 12 月

枚方市包括外部監査人

公認会計士 榎本 浩

第1. 包括外部監査の概要

【1】 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

【2】 選定した特定の事件

1. 包括外部監査対象

市立ひらかた病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 包括外部監査対象期間

平成27年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査対象とする。

【3】 特定の事件の選定理由

平成27年3月31日に総務省より「新公立病院改革ガイドライン」が発出された。その中では、4つの視点として「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「経営形態の見直し」が挙げられており、これらの4つの視点に立って改革を進めることとされている。また、平成27年3月31日付で厚生労働省から地域医療構想の策定にあたり「地域医療構想策定ガイドライン」も発出されている。新公立病院改革ガイドラインと地域医療構想策定ガイドラインは、地域医療の提供体制を確保することを趣旨として策定されるという点では共通しており、医療費の増大による社会保障制度の圧迫及び2025年問題に対応するために、各公立病院が取り組まなければならない課題の整理のためには、必要不可欠なものである。

市立ひらかた病院においては、従前より「一般病棟入院基本料（7:1）」の施設基準を満たし、北河内医療圏における急性期中核病院として、地域の医療及び社会福祉に貢献している。近年では、平成26年6月に新病院竣工・引渡しが完了し、同年9月には新病院開院・外来診療を開始している。新病院においては、救急医療の充実、小児医療に関する北河内医療圏での責務の継続、低侵襲治療である内視鏡外科手術体制の強化、最新式の放射線治療装置の導入、外来化学療法室の充実等を目標として掲げられている。

一方で、病院事業の経営面では、平成25年度から平成27年度まで3カ年連続で経常損失となっており、累積欠損金も平成27年度決算では66億円を超えている。また、直近3カ年の病床利用率も、70%前後と低い利用率に留まっており、病床利用率の改善を実践しなければ、赤字経営からの脱却は難しい状況にある。「新公立病院改革ガイドライン」では、「過去3年間連続して70%未満の病院については、抜本的な見直しを

行うことが必要であり、地域の医療提供体制を確保しつつ、病床数の削減、経営形態の見直し等検討すべきである」旨が記載されている。

公立病院を取り巻く一般的な社会環境を踏まえ、市立ひらかた病院の現況について、「新公立病院改革ガイドライン」で記載が求められている 4 つの視点に基づき監査すること、及び、平成 19 年度の包括外部監査での結果等がどのように病院経営に活かされているかを確認することが、経済性・効率性・有効性の観点から有用であると考えられる。

これらの点を踏まえ、「市立ひらかた病院の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理」を特定の事件として選定した。

【4】 監査の主な視点

1. 「新公立病院改革ガイドライン」の趣旨に沿った経営改善についての検討がなされているか。
2. 病院事業の事務に係る規程・基準・マニュアル等は適正に整備・運用されているか。
3. 資産管理は適切に実行されているか。
4. 入札及び契約に係る事務（ただし枚方市財務部所属職員が併任辞令を受けて行っているものを除く。）が適切に実行されているか。
5. 会計処理は、一般に公正妥当と認められる公営企業の会計基準に準拠して、適切に実施されているか。
6. 関係法令に準拠して、適切に病院事業は運営されているか。

【5】 外部監査の方法

1. 病院事業に関する市としての長期ビジョンについて、関係資料の閲覧及びヒアリングを行う。
2. 病院事業について、規程や資料の閲覧及び検討を行う。
3. 病院事業について、目的適合性や有効性等の検討を行う。
4. 病院事業会計の決算数値に関する検証手続きを実施する。
5. 病院事業について、経営状況や施策に関する他市、他公立病院との比較検討を行う。
6. 新地方公営企業会計基準適用にあたり、必要と認めた監査手続きを実施する。
7. その他監査人が必要と認めた監査手続きを実施する。

【6】 外部監査の実施期間

自 平成 28 年 6 月 30 日 至 平成 28 年 12 月 26 日

【7】 監査対象部署

市立ひらかた病院及び枚方市病院事業会計に関連する部署

第2. 監査の結果及び意見の要約

今回の監査では、新病院開院後の平成27年度を主たる監査対象年度とし、ひらかた病院における規定・基準・マニュアル等の整備、資産の管理、会計基準の適用状況等といった管理面と新改革プラン作成に向けた取組み状況について確認を実施した。

管理面については、以下のとおり、不十分な点が多く検出された。個人未収金残高の消込や固定資産台帳の整備などは、管理できていて当たり前のことが実施できていなかった。また、前回の包括外部監査の指摘事項の一部については、今回の監査でも再度同じ内容の指摘を実施しており、残念でならない。まずは、病院事業を行う上で、当然に実施しなければならないことがしっかりと実施できる体制作りに取り組む必要がある。その上で、新改革プランの策定に向けて「あるべきひらかた病院」を具体化していく必要がある。

なお、今回の監査による結果は25件、意見は21件であった。

【1】 監査の結果の要約

監査の結果（25件）の要旨をまとめると次のとおりである。

なお、前回の包括外部監査の指摘事項については（前回指摘事項）で記載している。

ページ数 (注)	結果 番号	タイトル	内容
3. 医業収益及び債権管理			
(2) 未収金管理			
44	1	個人未収金及び収益の過大計上について	平成27年度決算書上、未収金残高が48,134千円過大計上されており、同額の医業収益が平成27年度以前の決算書を通じて、過大計上されている。 これは、一旦個人未収金として計上したものを、何らかの理由により請求内容を変更（例：労働災害補償保険認定（以下、「労災認定」という。）等）し、給付団体に係る未収金に切り替えた際に、医事会計システム上は、個人未収金残高を適切に変更（減額）しているが、財務会計システム上は、変更が行われなかったものである。早急に原因を究明し、過年度損益修正損として修正するとともに、未収金残高の十分な確認体制を講じる必要がある。
45	2	未収金残高の確認体制について	委託業務受注者から毎月、未収金計上額、入金額及び個人未収金から給付団体未収金への切り替え額等、医事会計システムにより処理された内容について報告を受け、財務会計システムに反映する等、事務局において両システムの未収金残高等を一致させる体制を整備する必要がある。

47	3	不納欠損ルールの整備（前回指摘事項）	<p>消滅時効の起算日から5年が経過し、かつ、本人死亡で相続放棄が行われた場合等、明らかに回収不能である場合にのみ不納欠損処理を実施しているが、分納を除いたとしても件数は1,600件超（平成26年度以前の債権数でも分納を除いて800件超）と膨大であり、未収管理に多大な負担がかかっている。</p> <p>現在、市では、平成30年度施行に向けて、不納欠損に係る条例の整備を検討しているところであるため、それまでは、現行制度に基づいてしか不納欠損にすることはできないが、まずは、回収できる債権、明らかに回収できない債権及び弁護士に委託する債権等、個別債権ごとにメリハリをつけて管理することが必要である。そして、十分に整理された債権情報に基づいて新しい条例が施行された時に適切に不納欠損処理する必要がある。</p>
49	4	請求保留債権の未計上について（前回指摘事項）	<p>ひらかた病院では、請求保留債権について、請求が確定するまで収益計上されないこととなっているが、会計上では、診療行為を行った時点で収益認識の要件である役務の提供は行ったと考えるため、その時点で収益計上を行うべきである。</p> <p>なお、医事課作成の「保留内訳・返戻内訳（平成28年3月）」に基づけば、少なくとも年度末時点で請求保留金額10,880千円について、未収計上すべきであった。</p>
(3) 還付金の発生原因の管理			
51	5	領収書管理について（前回指摘事項）	<p>7月分の還付金に関わる領収書を確認したところ、紛失届がないものや再発行領収書控えがないものが散見された。委託業務受注者の事務担当者間で、改めて領収書の管理方法について認識の一致を図り、事務の責任者は、定期的に領収書管理が適正になされているか確認すべきである。また、医事課においても領収書管理についてモニタリングを実施すべきである。</p>
53	6	還付金に係るマニュアル整備について	<p>現状、還付金に係るマニュアルが整備されていない。事務に係る運用マニュアルを整備することで、人事異動等で配属が変わった場合でも同じ運用をすることが可能となり、内部統制の強化が図られる。正確な事務遂行を実施するためにも還付金に係る事務運用マニュアルを整備すべきである。</p>

5. 労務管理			
(2) 出退勤管理			
58	7	システムによる出退勤記録の 確実な実施について（前回指 摘事項）	出退勤報告は IC カードによる勤怠管理システムに基づいて行う のが原則であるが、紙面による報告を行っていた職員が発見され た。紙面による出退勤報告を実施している職員が他にもいないか どうかを確認する必要がある。また、勤怠管理システムを用いて いない職員に対しては、IC カードによる出退勤記録が原則であ り、紙面による出退勤報告は例外的なものであるという旨を再度 周知させる必要がある。
58	8	職員休暇のシステム反映につ いて（前回指摘事項）	職員の休暇申請は、「庶務事務システム」を用いて申請すべきと ころ、口頭により有給休暇の事前承認を各所属長から受けただけ で、その後、「庶務事務システム」を通じた申請を行っていないか った。この場合、システム上は実際の無断欠勤者と区別がつかず、 また、正確な勤怠管理が出来ず問題である。 有給休暇等の申請・承認については、必ず「庶務事務システム」 を通じて行う旨を再度周知・徹底させる必要がある。また、総務 課についても、勤務予定のステータスになっている職員が出退勤 記録を行っていない場合は、適時に内容を確認する必要がある。
59	9	打刻エラーへの対応について （前回指摘事項）	サンプル抽出した全ての職員について、庶務事務システム上、勤 務時間と退勤時間の乖離についてのエラーが解消されずに残っ たままの日が存在した。各職員のエラー状況を適時に確認し、最 終的には、職員全ての勤怠「エラー」について解消する必要があ る。また、「エラー」表示となっている職員に対し、勤務時間と 退勤時間との差異原因について報告を求め、内容を確認し異常な 勤務状況が発生していないことについて日々確認する必要がある。
7. 物品管理			
(1) 実地たな卸について			
65	10	たな卸マニュアルの整備につ いて（前回指摘事項）	たな卸マニュアルについては、簡単な記載にとどまっており、た な卸の人数や頻度、たな卸方法、違算が生じた場合の処理の取り 扱い、管理部署への報告方法等、たな卸に係る詳細な記載がマニ ュアル上にはなかった。医薬品及び診療材料ともに、どの担当者 でも画一的なたな卸の実施が可能となるよう詳細なたな卸マニ ュアルを整備する必要がある。

(2) 診療材料の購買・在庫管理について			
67	11	発注残データの未確認（前回指摘事項）	今年度の業務日報を確認したところ、同一の物品が4か月以上も発注残データに計上されたままとなっており、取り消し処理が行われていなかった。業務日報の査閲者は、通常の業務日報の確認作業に加え、添付資料である発注残データを確認し、担当者への納入すべき物品であるのかどうかの確認や今回のようなケース（廃番）では削除を指示するといった、より実効性のある査閲を実施すべきである。
69	12	廃棄損（資産減耗損）の区分計上について（前回指摘事項）	医薬品及び診療材料の在庫廃棄損は、財務諸表上、資産減耗費として計上すべきところ、平成27年度末の決算書上、診療材料にかかる資産減耗費が診療材料費に含まれたままとなっており区分計上されていない。現状、診療材料にかかる廃棄の報告体制が確立されていないため、報告体制の整備が求められる。
8. 固定資産管理			
(1) 台帳の整備			
72	13	固定資産台帳の整備について	旧病院から新病院への移転時に、固定資産台帳のデータを新たな会計システムへ移行する際に、データ移行が適切に行えず、平成28年12月現在において固定資産台帳の一部の情報が依然として不正確となっている。 固定資産台帳上不正確な情報となっている部分を網羅的に把握し、それらを解消するための固定資産台帳整備計画を作成し、計画に沿って実行する必要がある。
(2) 固定資産の現物確認			
73	14	固定資産の現物確認について（前回指摘事項）	平成27年度末の固定資産台帳の正確性は担保されていない。したがって、固定資産台帳を元に作成された決算書数値についても正確性は担保されていない状況になっている。固定資産の現物確認を通常通りに実施するために、固定資産台帳の整備を最優先で行う必要がある。また、固定資産台帳の整備が完全に終わっていないと、一部の不正確な情報について「保管場所別一覧表」の修正を行い、固定資産の現物確認を実施する基礎データを作成し、それに基づいて手続きを実施する必要がある。

(3) 固定資産の実査			
76	15	固定資産廃棄手続きについて	固定資産実査の結果、2件の資産について固定資産の現物が確認できなかった。現在、固定資産台帳に登録されている2件の情報を修正する必要がある。また、当該2件以外に、固定資産台帳からの除却処理が漏れている資産がないかについて確認することが必要である。そのためには、「固定資産の現物確認」を早期に実施し、その結果で除却漏れの資産を把握する必要がある。
76	16	備品番号シールの貼付について	固定資産実査の結果、6件の資産について備品番号シールが未貼付となっていた。既に取得済みの資産で、備品管理シールが貼付されていないものを網羅的に把握し、当該備品について備品管理シールを貼付する必要がある。新規取得の資産については、「固定資産の現物確認マニュアル」に記載のとおり、「納品時に固定資産に備品番号シールを貼付する」業務を徹底することが必要である。
(4) 固定資産取得手続きについて			
77	17	固定資産の購入申請書について（前回指摘事項）	平成19年度監査において、固定資産取得の際に用いる購入申請書において未記入の項目が存在したまま業務が行われている旨の指摘を受けているが、平成28年度に提出されている86の購入申請書のうち、3件の購入申請書において、同等品不可の理由について未記載のものがあつた。購入申請書の記載について、関係部局に対し周知徹底することが必要である。また、当該情報が未記載のまま申請書が提出された場合は、未記載で提出した部局に対し再度記載を依頼することも必要である。
(5) 固定資産に関する会計処理			
79	18	固定資産の計上区分の正確性について	固定資産台帳を調査した結果、「構築物」に計上すべきもので、「建物」に計上しているものが検出された。現在、固定資産台帳に登録されている誤った情報を修正する必要がある。また、今後の固定資産の計上区分の正確性を担保するため、固定資産を固定資産台帳に登録する際は、登録内容に誤りがないことをチェックする体制を構築する必要がある。
9. 会計（新地方公営企業会計基準適用含む）			
(1) 貸倒引当金			
81	19	計上区分の誤りについて	破産更生債権及び対応する貸倒引当金が流動資産として計上されている。 破産更生債権及び対応する貸倒引当金は、固定資産の投資の区分に計上すべきである。

(2) 低価法（たな卸資産）			
83	20	たな卸資産の評価方法について	貯蔵品の評価基準及び評価方法として「先入先出法による原価法を採用している。」と記載されている。新地方公営企業会計基準上、低価法の適用が義務づけられているため、原価法の記載は誤りである。現行の記載を「先入先出法による低価法を採用している。」に改めるべきである。
84	21	低価法の適用について	たな卸資産の全てについて簿価で評価しており、低価法を適用していなかった。平成 27 年度末における評価損の金額は、191 千円であったが、現状は評価損の計上基準（ルール）が未設定であるため、当該基準を設定し、計上の可否について判断すべきである。
(3) キャッシュ・フロー計算書			
85	22	表示科目について	表示科目については、地方公営企業法施行規則のキャッシュ・フロー計算書様式（別記第 15 号）に記載されている表示形式に則した表示科目を用い、内容と整合した適切な表示科目を選択することが必要である。
87	23	表示区分の誤りについて	損益計算書記載の損益数値としての「受取利息の調整」、「支払利息の調整」については、科目を「受取利息」「支払利息」と修正し、業務活動によるキャッシュ・フロー区分の小計以上の部分に記載する必要がある。また、実際のキャッシュ・フロー金額については、小計以下において「利息の受取額」、「利息の支払いによる支出」という表示科目を用いて記載する必要がある。 「特別損益（固定資産関係の費用化）」については、小計以上の部分に記載し、損益項目の修正を行う必要がある。
(4) 退職給付引当金			
90	24	計上誤りについて	引当金の計算上、2名の職員について、支給率が誤っていた。その結果、平成 27 年度決算書上、退職給付引当金の金額が、337 千円過大に計上されている。退職給付引当金の計算式を構成する「退職時における勤務年数ごとに規定されている支給率」と「給料表額」の 2 項目については、数値に誤りがないことを確認し、計算を行う必要がある。「支給率」と「給料表額」について、入力者による入力ミスがないことの確認の他、入力者以外の第三者による確認を行う必要がある。
(5) 重要な会計方針及び財務諸表注記			
90	25	固定資産の減価償却方法について	「平成 27 年度 病院事業会計決算書 枚方市」に記載されている有形固定資産（リース資産を除く。）の主な耐用年数についての記載に誤りが生じている。固定資産に関する注記作成の際には、固定資産台帳を確認し、記載項目に誤りのないことを確認す

			る必要がある。また、注記作成に用いた根拠資料を作成し保存することも有用である。
--	--	--	---

(注) ページ数は本報告書のページ数である (以下、同じ)。

【2】 監査の意見の要約

監査の意見（21件）の要旨をまとめると次のとおりである。

ページ数	意見 番号	タイトル	内容
3. 医業収益及び債権管理			
(1) 医業収益			
39	1	請求金額と入金金額の差異把握について	審査支払機関への請求金額と実際の入金金額には差異があり、差異の主な要因は、返戻及び査定減であるが、現在、医事課においては、点数ベースでのみ管理（金額ベースは、事務委託会社から毎月、報告書を入手している）しており、また返戻及び査定減がどの診療月から発生したのか把握していないため、不明差異がいくらあるのか不明である。返戻及び査定減の金額換算及び診療月の確認体制を整備した上で各月の不明差異を把握し、不明差異の金額を減らすことが望まれる。
41	2	返戻率の目標設定について (前回指摘事項)	委託業務受注者からは、返戻率について実績や現状分析及び改善アクションが毎月報告されているものの、入院・外来ともに目標を達成できていない月が多い。医事課においては、委託業務受注者からの返戻率の実績報告について十分なモニタリングを実施することが望まれる。 また、現在は入院及び外来区分で全体的な返戻率の目標値の設定にとどまっているが、各診療科別やドクター別の返戻率の把握、分析をすることで、より経営に役立つ指標となり、また、点検業務を担っている委託業務受注者の評価にもつなげることが可能となるため、今後、より精緻な分析を実施することが望まれる。
(2) 未収金管理			
45	3	未収金カードについて	現在の未収金カードファイルの綴じ方は、診療日ごとの順番に綴じられているが、患者と合意した支払期日は一律ではない。そのため、大量の未収金カードファイルを毎日マニュアルで確認することは、現在の人員体制では煩雑であり、支払期限を超過したものを見落とす可能性もある。 支払期日ごとに未収金カードを綴じ、日ごとに支払期日が到来するカードの確認を実施することが望まれる。
46	4	債権回収と滞納管理について	1,000件超の支払期日を経過した個人未収金の回収を迅速かつ継続的に行うためには、限られた人員での対応では限界があると考えられるため、一定の費用もかかるが、現在のソフトにアラーム

			<p>機能を付加する、又は、個人未収金を一元管理できるような新システムを導入するといったことも改善策の一つとして考えられる。ひらかた病院では、平成 28 年 7 月より債権発生から原則 6 か月を超え、かつ、督促による回収が見込めない債権について弁護士への債権回収委託を始めており、順調に回収が進んでいることから、弁護士に委託する債権の範囲をさらに広げるといった方法も有効な対応策であろう。</p> <p>いずれにしろ、1,000 件超の個人未収金があることは問題であるため、未収金処置検討会でさらなる検討を実施し、病院全体で個人未収金を減らすための具体策を図ることが望まれる。</p>
(3) 還付金の発生原因の管理			
50	5	算定誤りについて（前回指摘事項）	<p>平成 28 年 7 月 1 日から 7 月 30 日までの 1 か月間にかかる報告書を閲覧したところ、個人負担分の算定誤りによる還付金が相当件数発見された（273 件中 141 件）。このような算定誤りによる還付金の件数が多いと、請求事務の正確性に疑念が生じ、病院の評判を落としてしまうことにもなりかねない。医事課は、委託業務受注者に対して、診療に係る請求事務体制の再確認を求めるとともに、算定誤りの内容を原因追究し、日々のモニタリング体制を強化することが望まれる。</p>
51	6	還付金報告書の理由内容について	<p>報告書の理由内容欄には、還付内容が明確に分かる内容を可能な限り記載し、特殊な還付理由等で「その他」とするものには、報告書に還付内容を記載した領収書控えのコピーを必ず添付し、医事課に提出することが望まれる。また、現行の報告書には、医事課の上長確認欄が設けられていないため、確認欄を設けた上で、医事課の上長は、還付内容を確認し、不明瞭なものは差し戻すといった、日々のモニタリングを強化することが望まれる。</p>
52	7	本人確認について	<p>還付の際、診療日から相当期間経過した過年度の還付金の場合、本人確認を実施し、還付すべきところ、窓口で本人確認及び代理人であることの確認をしていなかった。窓口では本人もしくは代理人であることの確認書類を入手し、領収書の紛失届とともに保管することが望まれる。</p>
4. 契約管理			
(1) 医事業務委託契約			
54	8	医事業務委託契約について	<p>平成 28 年 9 月に締結された医事業務委託に関する契約においても、前回の契約と同様に業務の縮小廃止に関する記載が行われて</p>

			いるので、一定期間ごとに業務量と配置人員について、業者と協議する等の取り組みを実施することが望まれる。
6. 安全管理			
(1) 訴訟案件の把握			
60	9	訴訟案件の把握体制について	医療訴訟等の案件について、進捗状況を含め全てを医事課で管理しているが、当該情報が経営企画課に共有されていない。期末日現在把握している訴訟情報については、医事課から経営企画課に報告を行う体制を整備し、経営企画課では引当金の計上の要否の検討及び財務諸表における開示の必要性を検討して頂きたい。
7. 物品管理			
(1) 実地たな卸について			
61	10	たな卸方法の不徹底について	たな卸リストから現物へ当たるたな卸方法では、現物はあるが、リストにはない在庫のカウント漏れが生じるおそれがあるため、網羅性の観点から望ましい方法とはいえない。 現物からリストにあたる棚卸方法を遵守することが望まれる。
62	11	複数の払出単位がある在庫について	複数の払出単位がある在庫については、新たに物品コードを発行するなどして、出庫時に数量単位を誤らないようにすることが望まれる。その場合、無くなった在庫が廃番になっている場合は、忘れずに物品コードをシステム上、削除することに留意が必要である。なお、現状の運用体制での改善策としては、どの担当者が出庫しても誤って出庫しないように棚上に明示しておくことが望まれる。
63	12	使用期限シールの運用について	実地たな卸時には数量をカウントすることに加え、使用期限についてもリストに記載しておき、期限まで数か月以内にせまった診療材料については、網羅的にシールを貼るといった対応が望まれる。
64	13	使用期限の網羅的な把握について	画一的な在庫管理を実施するには、システム改修もしくは新システムの導入が必須と考えられるため、次回のシステム更新時期が来年の9月末であることを鑑み、病院全体で議論した上で、システム改修もしくは新システムの導入を検討することが望まれる。
64	14	薬品在庫配置について	医薬品のたな卸立会を実施したところ、同一物品で薬品倉庫管理物品と調剤室管理物品が混在している薬品があり、両者の区別がしにくいものがあった。また、他の医薬品でも同様の事象が生じている医薬品も発見された。同一物品を同一箇所保管する場合は、棚に仕切をつけるなどして、両者が別管理であることを明示することが望まれる。

(2) 診療材料の購買・在庫管理について			
66	15	出庫処理について	<p>現在、診療材料については出庫伝票に基づいて出庫処理する運用であるため、現場から提出される出庫伝票がない場合は、出庫がシステムに入力されない。現物数とシステムの帳簿残高の不一致を防ぐために、出庫の際には、出庫伝票がない場合でも、システム入力することが望まれる。併せて、出庫の事実を記載した出庫証憑（システムに出庫入力をした際に出力される帳票）を保管し、出庫伝票とセットで保管する運用体制を構築し、出庫証憑のみとなっているものは、事後的に現場への督促を実施するといった対応が望まれる。</p>
68	16	未発注物品の仕入チェック体制について	<p>納入業者が作成する施術報告書には、品名、規格及び償還価格等の情報しか記載されておらず、納品単価の記載がない。そのため、施術報告書のフォーマット上、納品単価の記載を追加し、記載してもらうことが望まれる。その上で、経営企画課においては、医事課保管の施術報告書のコピーを入手し、納品書と請求書のチェックの際には、施術報告書も併せてチェックすることが望まれる。</p>
(3) 在庫廃棄及び在庫管理の効率化			
70	17	在庫管理の効率化について (前回指摘事項)	<p>診療材料の在庫管理については、院内在庫を持たない消化仕入方式の在庫仕入方法や近隣病院との共同購入を導入している病院も増えている。消化仕入方式については、診療在庫の廃棄、期限切れ等の防止や在庫圧縮による効率性向上の観点からも、使用期限があるものや在庫回転数の低いもの等、一部の診療材料について当該方式を導入するといった検討をすることが望まれる。</p> <p>また、病院で購入価格のベンチマーク分析を実施した上で、SPD業者等に価格交渉を依頼し、購入する方法も有用である。SPD業者等は、各病院とメーカーサプライヤーとの間でスケールメリットを活かした価格交渉を行うため、適切な価格での納品が可能となり、また、必要な在庫を必要な時に仕入れることが可能となる。次回のSPD業者選定の際には、消化仕入方式や共同購入についても、業者選定時の一選定項目として取り入れることも検討頂きたい。</p>

8. 固定資産管理			
(1) 台帳の整備			
73	18	取得価額（税抜）10万円未満の資産に関する台帳について	取得価額（税抜）10万円未満の資産を対象とした資産管理台帳を作成することが望まれる。具体的には、資産の金銭的・質的重要性を勘案して管理対象資産を特定し、現在の業務内容に過度な負担とならない現実的に実行可能な資産管理の運用方針を新たに設け、それに従って業務を行うことが望まれる。
(5) 固定資産に関する会計処理			
79	19	固定資産の残存価額について	固定資産の残存価額は一律に取得価額の5%とするのではなく、固定資産の耐用年数到来時において予想される当該資産の売却価額又は利用価額から解体、撤去、処分等の費用を控除して合理的に見積もられた価額（以下、「実質価額」という。）となる。固定資産台帳に登録している残存価額について、合理的に見積もられた実質価額にすることが望ましい。
9. 会計（新地方公営企業会計基準適用含む）			
(1) 貸倒引当金			
82	20	貸倒引当金の算定方法について	貸倒懸念債権の貸倒実績率の算定では、貸倒懸念債権から破産更生債権へ移行した金額も、実質的には貸倒れとみなす方が妥当であると思われるが、貸倒懸念債権から破産更生債権へ移行した金額は含まれていない。 現状は、貸倒懸念債権から破産更生債権へ移行した金額を含めて計算してないため、当該金額を把握した上で、未回収率の算定に含めることが必要である。
10. その他			
(2) 利便性の検討			
95	21	利便性の検討について	ひらかた病院の駐車料金の有料化は、公有財産の有効活用の観点から行われたものであるが、病院経営の観点、すなわち、如何に病院を利用してもらうかということも考えると、利便性も一つの要因と考えられる。 平成28年12月に利用者アンケートを実施することなので、アンケート結果を受けて、病院経営の観点からも来院者の利便性について考察することが望まれる。

以上